

IX

学生生活上の注意

- 1 スマートフォン／パソコン／インターネットの利用
- 2 SNS 利用上の注意
- 3 アルバイト・闇バイト
- 4 交通ルール
- 5 不審者への対応
- 6 盗難
- 7 薬物・危険ドラッグ
- 8 喫煙
- 9 飲酒
- 10 成人年齢の引き下げ
- 11 悪徳商法・クレジットカード
- 12 カルト団体
- 13 国民年金
- 14 キャンパス美化
- 15 学生の懲戒

1 スマートフォン／パソコン／インターネットの利用

レポートの作成や卒業研究等、大学生活にスマートフォンやタブレット端末、パソコン等の情報機器類やインターネットは欠かせないものです。そのため、大学ではコンピュータ端末室やインターネット環境（無線 LAN 等）を準備しています。

しかし、これらを安全に利用するためには、いくつかの注意点があります。以下の注意を守らない場合には、学内規則で処罰（コンピュータの利用停止等）を受けるだけでなく、法的な処罰を受ける場合があります。

(1) 情報機器類の管理

① アップデート（更新）を行うこと

情報機器類に導入されているソフトウェア（OS、アプリ等）は、定期的にプログラムの改修やセキュリティ機能等のアップデートが行われています。自動更新機能を有効にし、最低でも月に1度はアップデートをしましょう。

② コンピュータウイルス対策を実施すること

近年のサイバー攻撃／犯罪は、巧妙で悪質です。必ずウイルス対策ソフト（店舗等で販売される有償版の利用が望ましい）を導入し、自分の機器と身を守りましょう。

③ 正規のライセンスを利用すること

情報機器類に導入するソフトウェアは、正規の販売ルートもしくは公式ウェブサイトから正規の方法で入手し、利用許諾をよく読んでから利用しましょう。

(2) 情報の管理

① 認証情報（ユーザ ID ／パスワード）は適切に管理すること

認証情報が他人に知られて悪用された場合の責任はあなたにあります。同じパスワードの使い回しや、他人が簡単に推測できる文字列の使用はしないでください。

② データは適切に管理すること

パソコン、USB メモリ、外付けハードディスク等の機器は必ず壊れます。複数の箇所へバックアップ（複製）を行い、大切なデータが消失しないようにしましょう。

ただし、データの内容によっては、保管方法や取扱いが法律で定められているもの（個人情報に係るデータや守秘義務があるデータ等）がありますので、データの保管・管理は適切に行いましょう。

(3) インターネットの利用と知的財産権

① インターネットは自己防衛の意識を持って利用すること

インターネットでは相手を確認できないこともあり、各自が常に自己防衛の意識を持って利用することが重要です。犯罪に巻き込まれてからでは手遅れです。

② インターネットは記録が残る、残り続けることを意識して利用すること

インターネットの利用は、常に記録（接続情報や利用履歴等）が残ります。警察等の機関に調査された場合、あなたの行動はすぐに特定されてしまいます。また、インターネット上に書き込んだ文章や、投稿した画像や動画は、瞬時に複製され拡散します。個人の力で回収や消去することが困難（ほぼ不可能）であることを意識して利用しましょう。

③ 知的財産権を遵守すること

知的財産権（著作権、特許等）は、社会の一員として厳守しなければなりません。インターネットを利用すれば、デジタルデータ（音楽や画像、ウェブサイトの文章等）の入手やコピーは簡単にできますが、「できること」と「やっていいこと」は違います。「わかりませんでした」「知りませんでした」は免責の理由にはなりません。

(4) 困ったとき

① 学内でインターネットを利用したい時

- ・ 授業の場合 → 授業担当教員の指示に従ってください。
- ・ 研究室の場合 → 研究室の担当教員の指示に従ってください。
- ・ 自習等で利用する場合 → 総合情報基盤センターが発行したユーザ ID とパスワードで無線 LAN が利用可能です。

詳しくは、総合情報基盤センターのウェブサイトを確認してください。

富山大学総合情報基盤センターウェブサイト > サービス別 > ネットワーク

<https://www.itc.u-toyama.ac.jp/>



② ネット詐欺等のサイバー犯罪に巻き込まれたと感じた時

一人で悩まず、所属学部等の教務担当窓口、学生支援課、学生相談室、警察等関係機関に相談してください。

③ コンピュータウイルスに感染した時

学内のネットワークに接続している機器がコンピュータウイルスに感染した場合は、すぐに担当教員及び総合情報基盤センターに連絡してください。

④ 機器の調子がおかしい時

購入した店舗やメーカー等に相談してください。

(5) 参考

富山大学情報システム利用ガイドライン

<https://www.itc.u-toyama.ac.jp/about/pamphlet.html>



映像で知る情報セキュリティ (IPA)

<https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/videos/index.html>



2 SNS利用上の注意

LINE や X (旧 Twitter)、Instagram 等のソーシャルメディアはいろいろな人とコミュニケーションを取るのに非常に便利である反面、不適切な情報発信で思わぬトラブルに巻き込まれ、最悪の場合「法的な処罰」、「就職内定の取り消し」等といった人生に重大な影響を与えかねない事態に発展する恐れがあります。ソーシャルメディアの特性を理解して適切に利用しましょう。

(1) 悪気のない情報発信が他人を不快にしまう場合があります

- ・ 投稿内容は様々な地域や立場の人たちが、多様な文化的背景や価値観を持って目にすると思ってください。ある人には問題のない言動であっても、別の人に対しては予想外の誤解を招いたり、攻撃的に伝わったり、配慮に欠けた言動と捉えられたりする場合があります。
- ・ 法律や社会規範、公序良俗に反する言動 (20 歳未満の者の飲酒、飲酒運転、誹謗中傷、カンニング等) はそもそもしてはいけませんが、自分がしていなくても、不適切な言動の肯定や擁護するような投稿をするだけでも、激しい批判を受ける可能性があります。投稿する話題の選び方、言葉づかいと表現、添付する写真や動画等には十分に注意してください。
- ・ ソーシャルメディアでの言い争いに勝者は存在しません。例え、自分が 100% 正しい場合に不条理な難癖や悪口を浴びせられたとしても、言い返さずに我慢することも時には必要です。反対意見を投稿する場合、根拠のない感情的な議論は行わず、明確な根拠を提示し、相手を尊重しながら議論をしましょう。

(2) 想定していない人にも閲覧される場合があります

自分の知人にだけ閲覧されることを想定した投稿が、知人に引用され、全く見ず知

らずの人から閲覧されて批判を受けることもあります。また、投稿した内容の閲覧者を限定していても、何らかの理由により不特定の人に閲覧されてしまうことがあるかもしれません。情報の公開範囲を制限していても、それ以外の人に内容が知られる可能性があることを想定して利用してください。

(3) 匿名での利用であっても実名が判明する場合があります

閲覧者履歴や投稿者名が匿名であっても、後から実名が明らかになることがあります。例えば写真に写っている建物から住所等が判明し、匿名での利用であっても、実名が分かってしまう可能性があることを想定して利用してください。

(4) 一度投稿した内容を後から完全に削除することは困難です

ソーシャルメディアに投稿されたコンテンツや意見、閲覧記録等の情報は、データとしてインターネット上に残り続け、検索することでいつでも閲覧できてしまいます。さらに、不適切な言動に関する情報が拡散した場合はアーカイブサイト等に保存され、半永久的にインターネット上に残ります。そのため、後々、過去の軽率な情報発信で苦しむことがあるかもしれません。

常に不用意な言動は避けるよう意識し、投稿する前に「相応しい内容か」、「責任を持てる内容か」、「将来もきちんと対応できるか」を考えて利用しましょう。

(5) 著作物や商標等を利用する場合、事前に許可を受ける

第三者の著作物や商標を引用や転載等で利用することができるのは、それらの利用があらかじめ許可されている場合か、事前に許可を得た場合に限られます。許可された場合には、許諾条件に従うとともに、情報元を明記してください。

① 好意的なことでも不正となる例

ある会社の製品が気に入って、そのファンサイトを作るときにロゴ画像等を使うと、著作権や商標の侵害になることがあります。

② 他者の著作物等についての注意

他者が公開している著作物、画像やロゴ等も、著作権者の許可なく利用や転載することはできません。

③ 撮影

撮影場所によっては、あらかじめ許可されている場所のみ撮影可能であったり、事前に許可を得なければならない場合があります。

また、自ら撮影した写真であっても、インターネットに掲載する場合には撮影場所や撮影対象によって、事前に許可を受ける必要がある場合もあります。

④ 撮影対象

人や物を撮影できるのは、相手やその物の所有者があらかじめ撮影を許可している場合か、事前に許可を得た場合に限られます。無断撮影という行為そのものが、肖像権を侵害することになります。

(6) ソーシャルメディアポリシーを厳守する

国立大学法人富山大学ソーシャルメディアポリシーを厳守してください。

富山大学ウェブサイト > このサイトについて > ソーシャルメディアポリシー > 国立大学法人富山大学ソーシャルメディアポリシー
https://www.u-toyama.ac.jp/about/smp/socialmedia_policy/



安全にSNSを使うための注意

投稿する前にもう一度確認しましょう
何を、誰に、発信している？

本当に投稿して大丈夫？



著作物



撮影未許可の写真



他人の写真



個人情報



不適切な言葉



位置情報

* 一度投稿した内容を完全に削除することは難しいです

* 匿名の利用であっても実名が判明することがあります

* 悪意のない情報発信でもトラブルを生むことがあります

誰が、何を見ている？



本人のみ



友人のみ



全世界



連絡先



投稿



写真

* 非公開にしても誰かが公開してしまうことがあります

全世界に発信している意識を持ち
責任ある投稿をしましょう

3 アルバイト・闇バイト

「学業を続けるには、実家等から受ける学資だけでは不十分」等の理由で、アルバイトを希望する学生には、生協でアルバイトの情報提供を行っています。（ただし、新入生には、大学生活に慣れるまでの入学後1か月間は情報提供を行っていません。）

アルバイトの従事に当たっては、学生の本分である学業に支障をきたさないことはもちろん、社会人として社会から信頼を得るように真摯に取り組んでください。

(1) アルバイトにおける留意事項

○アルバイトをするに当たっては、学生の本分である学業に支障をきたさないようにしてください。

○生協では、学生の本分である学業に支障をきたすおそれのある以下のアルバイトは紹介しておりません。また、生協からの紹介以外でも、これらのアルバイトへの従事は避けるようにしてください。

- ・危険を伴うもの（土木や建築等の現場作業等）
- ・人体に有害なもの（劇薬等を扱う業務等）
- ・法令上又は道義的に問題があるもの（マルチ・ネズミ講等悪質商法に関するもの等）
- ・教育的に好ましくないもの（深夜（午後10時以降）に従事する業務等）

○アルバイトをするということは、社会人としてのルールの下で働くということをしかりと意識してください。アルバイトだからといって、「遅刻したり」、「無断で休んだり」することは許されません。

○アルバイト先を決める際には、労働条件等を確認した上で行ってください。（いわゆるブラックバイト等への従事を避けるため、厚生労働省が提供しているリーフレット等各種情報を参考にしてください。）

○アルバイト先で迷惑行為を行うこと、また、それをSNS上に投稿する、いわゆる「バイトテロ」と呼ばれる行為は犯罪であるため、絶対に行わないでください。

○アルバイトを行うことで、自由に使えるお金が増えることもありますが、使い道については、十分に考慮し、消費者トラブル等に巻き込まれないようにしてください。

○近年、「高額バイト」「楽に稼げる」「ノーリスク」等の言葉を信じて、特殊詐欺（電話やメール等を使って、対面することなく被害者をだまし、お金を振り込ませたり、宅配便で送らせたりする等の方法でお金をだまし取る犯罪）の「受け子（受け取り役）」や「出し子（出金役）」に大学生がなってしまう、逮捕・検挙される事案が全国的に増えています。このような「受け子」や「出し子」に誘われたり、誘われている友人がいたりしたときは、直ちに最寄りの警察署や家族、大学に相談してください。

○トラブルが発生した場合は、生協、大学、労働局や労働基準監督署などにある「総合労働相談コーナー」などに相談してください。

(2) アルバイトを始める前に知っておきたい7つのポイント

- ① アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！
 - ② バイト代は、毎月、あらかじめ決められた日に、全額支払われるのが原則！
 - ③ アルバイトでも、残業手当があります
 - ④ アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます
 - ⑤ アルバイトでも、仕事上のけがは労災保険が使えます
 - ⑥ アルバイトでも、会社が自分の都合で自由に解雇することはできません
 - ⑦ 困ったときには、総合労働相談コーナーに相談を
- ※厚生労働省作成リーフレットより

4 交通ルール

(1) 自動車運転上の注意

本学学生による交通事故が多く発生しています。事故の原因は、スピード違反、わき見（スマートフォンを見「ながら」の運転）、運転未熟による操作ミス等の初歩的なものが多く、これらの事故の中には、死亡事故等の悲惨なものも含まれています。

事故の責任は、学生本人のみでなく家族等も含めて負わねばなりません。スピード違反、一時不停止、わき見運転、ながら運転等の危険な運転を絶対にしないよう、安全運転を心掛けてください。

なお、万一交通事故を起こしたときは、事故の状況を把握し、まず、被害者の救護を行い、危険防止の措置をとり、救急及び警察へ連絡を行うとともに、所属学部等の教務担当窓口へ連絡して、指示を受けてください。

(2) キャンパス内における違反車両に対する措置

違反を確認したとき又は違反者を確認したときは、口頭で注意します。運転者が不在の違反車両に対しては、違反事項及び指示事項を記載した駐車違反注意書又は入構無許可注意書、その他必要な警告書等を貼付します。再三にわたり注意・警告したにもかかわらず違反を繰り返す場合には、入構許可を取り消すとともに懲戒規則に則り厳正に対処します。

(3) 大学近隣施設等への無断駐車禁止

大学周辺の商店や銀行等の駐車場、公園、グラウンド周辺の農道等への無断駐車は、

絶対に行ってはいけません。万一、本学学生が近隣施設等の駐車場に無断駐車していることを発見・確認した場合には、懲戒規則に則り厳正に処分を行います。

(4) 自家用車通学について

本学では、構内での交通事故防止及び教育研究環境の保全のため、許可を受けた者以外の自動車での入構を禁止とする交通規制を行っています。原則、通学には公共の交通機関を利用してください。

自動車通学が認められる条件等は、キャンパス別に次のとおりです。該当者は、所属学部等の教務担当窓口へ申し出て、「入構許可証」等の交付を受けてください。

① 自動車通学が認められる条件

五福キャンパス

- ・ 身体の障害、疾病等により自動車によらなければ通学が困難な者
- ・ 学部4年次生又は大学院生で、実験・研究のため必要であると指導教員が認めた者で、かつ通学距離が2km以上の者

※課外活動団体で活動（器具・楽器等運搬）のために入構する場合は、事前に学生支援課で当該日の入構許可証の交付を受けてください。

杉谷キャンパス

- ・ 身体の障害、疾病等により自動車によらなければ通学が困難な者
- ・ 学部3年次生以上、大学院生、研究生又は科目等履修生で、通学距離が2km以上の者
- ・ 学部2年次生で、現住所から杉谷キャンパス正門までの通学距離が直線距離で7km以上の者

高岡キャンパス

- ・ 「通学届」をWeb入力後、自動車等通学を希望する学生は、所定の添付書類を芸術系総務・学務課学務担当へ提出すること

② 構内での運転時の注意事項

- ・ 交通方法や交通道德を守り、歩行者の安全と騒音防止に努めること。
- ・ 最高速度は、20km/h以下とすること。
- ・ 駐車場以外に駐車をしないこと。
- ・ 入構許可証は、構内に入構する際に警備員等に提示し、構内で駐車する際には運転席前面の位置で外部から識別できるように表示すること。

(5) 自転車運転上の注意

近年、全国的に自転車の迷惑運転が問題となっています。自転車は道路交通法では軽車両に位置付けられ、道路を通行する場合は交通法規を守る義務があります。自転車は車道通行が原則です。交通事故の被害者や加害者にならないよう次の点に注意しましょう。

・禁止行為

傘差し運転、ヘッドホン運転、並列運転、手放し運転、ジグザグ運転
夜間の無灯火運転、スマートフォンを操作し「ながら」の運転、飲酒運転

・自転車での加害事故例

- ・自転車通学中に誤って歩行者に衝突、脊髄損傷の重傷を負わせる。

【賠償金】 6,008 万円

- ・夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行、衝突した女性に重大な障害が残る。

【賠償金】 5,000 万円

- ・街灯のない線路際の道で、電車に気を取られ、衝突した歩行者を死亡させる。

【賠償金】 3,912 万円

・自転車のヘルメット着用努力義務

改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。

交通事故の被害を軽減するためには、頭部を守ることがとても重要です。

スポーツの時だけでなく、買物や通勤・通学等、日常生活で自転車に乗る時もヘルメットを着用して、頭部を保護しましょう。

(6) 大学周辺道路での交通モラル

大学周辺道路において、横断歩道のないところを横断する学生がいます（特に、コンビニエンスストアとの間を横断する学生が多く目撃されています）。道路を横断する際は、必ず横断歩道を利用してください。本学の学生として、社会の一員として、良識を持って行動することを強く求めます。

5 不審者への対応

近年、大学構内や周辺において、不審者から声をかけられ、つきまとわれる事件が発生しています。被害に遭わないためにも、日頃から防犯意識を持って行動してください。

(1) 被害に遭わないために

- ・人通りの少ない道を一人で歩かない。

- ・夜間、不用意に出かけない。
- ・万が一に備え、防犯ブザーを携行する。
- ・戸締りを徹底し、ドアチェーンを利用する等、来訪者に対して警戒をする。
- ・もしもの時を想定し、自分ならどうするか考えておく。

(2) 不審者を見かけた場合

- ① 自身の安全確保を最優先する。
- ② 可能な限り相手の特徴を覚えて、警察や大学へ通報する。

- ・いつ、どこで見たのか
- ・そのときの状況
- ・相手の特徴（性別、顔、年齢、服装、所持品、車輛番号等）

6 盗難

本学のキャンパスは開放されており、屋内外への人の出入りは原則的に自由です。盗難等には各自が十分注意し、特に貴重品は常に携帯するようにしてください。

また、**自転車・バイク等の盗難も発生しているので、各自施錠等の管理を徹底してください。**自転車では、少しの時間でも離れる場合は鍵をかけてください。盗難を防ぐには、二重の鍵が効果的です。

7 薬物・危険ドラッグ

学生による、麻薬、覚せい剤、危険ドラッグ等の薬物乱用が全国的に大きく取り上げられています。薬物乱用があった場合、自分自身の人生を破滅させるだけでなく、家族や友人、他人をも不幸にし、本学としても退学等の厳しい処分を下します。

危険ドラッグについては、様々な薬物等が本来の姿を変えて販売されていますが、身体に与える影響は麻薬や覚せい剤と何ら変わるものではありません。

危険ドラッグは使用により死に至ることがある非常に危険な薬物であり、使用に限らず、所持・輸入・販売・製造すべてが禁止されています。

また、個人輸入した医薬品やサプリメント等で健康被害があったという事例もあります。

薬物乱用は、絶対にしてはいけません。知人や友人等から勧められても、はっきりと断りましょう。

8 喫煙

本学は、原則敷地内禁煙です。健康増進法に基づき、受動喫煙防止対策を実施しています。20歳未満の者はもとより、五福・高岡キャンパス内においては、指定した喫煙場所以外で喫煙はしないでください。

なお、保健管理センターでは、禁煙支援を行っています。



学内外を問わず、たばこのポイ捨ては厳禁です！

9 飲酒

いまだに、入学者歓迎会等における無理な飲酒による事件・事故（最悪の場合は死亡）が、全国で起きています。20歳未満の者の飲酒は法律で禁止されていることはもちろん、20歳未満の者や酒に弱い人への飲酒の強要は犯罪行為になります。また、飲酒の強要のほか、飲酒運転、飲酒運転をする恐れがある者に対して飲酒を勧める「酒類提供罪」、飲酒運転をする可能性があることを知りながら車両等を提供する「車両等提供罪」、運転者が飲酒していたことを知りながら同乗する「同乗罪」についても犯罪行為であり、本学としても厳しい処分を下します。

なお、本学構内は学生の飲酒を禁止としています（本学の式典や行事等であらかじめ許可を受けた場合を除く）。

10 成人年齢の引き下げ

2022年4月から、成人年齢が18歳に引き下げられました。

成人年齢が18歳に引き下げられても、喫煙や飲酒、競馬等の投票券を買うことは禁止されていますので、20歳未満の方はこれらのことをしないように注意してください。

また、特に注意していただきたいことが、「親の同意がなくても契約ができる」ようになったことです。

18歳未満の未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、「未成年者取消権」によって契約を取り消すことができますが、みなさんは成人となりますので未成年だからという理由で契約を取り消すことができません。

契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。

もしも何か怪しい契約を持ち掛けられた、又は契約してしまった場合は即座に相談するようにしてください。

(18歳になったらできること)

・親の同意が無くても契約できる ・10年有効のパスポートを取得する 等

(20歳にならないとできないこと)

・喫煙する ・飲酒する ・競馬、競艇等の投票券(馬券など)を買う 等

11 悪徳商法・クレジットカード

悪徳商法には、内職商法・資格商法・訪問販売・キャッチセールス・デート商法・催眠商法・無料点検商法等があり、その手口は巧妙です。しかし、実際にこうした契約をしてしまったとしても、早い時期であれば**クーリングオフ制度**により解約することができます。

本学でも、架空請求詐欺でアダルト情報番組の利用料として数十万円を振り込みさせられた例があり、十分に注意が必要です。万一、このような被害にあった場合、所属学部等の教務担当窓口、学生支援課、学生相談室、警察等関係機関に相談してください。

大学生になって初めてクレジットカードを持つ人は、クレジットカードの利用には注意してください。カードで支払いをするとお金を払う感覚がなく、つい買い過ぎてしまい、請求書を見てびっくりしたというのもよく聞く話です。返済できないと信用を失い、クレジットカードやキャッシングが利用できなくなることもあります。くれぐれも利用は計画的に行ってください。

12 カルト団体

カルト団体は、履修方法の援助、アパートへの訪問、社会問題に関する勉強会への勧誘、アンケート調査の実施、署名活動、無料食事会・合宿・イベントの開催等、団体名を名乗らずに正体を隠しながら、言葉巧みに近づいてきます。気軽に同行したり、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の個人情報を教えたりしないよう注意しなければなりません。おかしいと思ったら、はっきりと断りましょう。

万一、何度もしつこく勧誘してくるようであれば、一人で悩まず、速やかに所属学部等の教務担当窓口、学生支援課、学生相談室、警察等関係機関に相談してください。

13 国民年金

満 20 歳になると、国民年金保険への加入が義務づけられていますが、収入のない学生のために、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。希望者は、住民登録をしている市区役所又は町村役場の国民年金窓口に照会してください。

14 キャンパス美化

使い捨てられた物が、大量のゴミとなり、深刻な社会問題を引き起こしています。また、ゴミ焼却によるダイオキシン発生等が、地球環境破壊問題ともなっています。

大学は、教育・研究の場であり、学生生活の場でもあるため、一人一人が廃棄物問題、環境問題を意識し、キャンパスの美化に努めてください。放置されているゴミを見かけたら、自分が捨てたものでなくても進んでゴミ箱に捨ててください。また、本学では、ゴミの分別回収、リサイクルを実施しています。分別回収容器を有効に利用して、廃棄物の分別回収に協力してください。

15 学生の懲戒

教育研究環境を良好に保ち、大学の秩序を維持するための決まりとして、学則、学生規則、懲戒規則等があります。これらのルールを守り、有意義なキャンパスライフを送ってください。

学生懲戒制度 ※学生懲戒規則 p.159

本学の定める規則等に違反したり、学生としての本分に反する行為があったりした場合に、学長は懲戒処分を行います。懲戒の種類は、退学、停学、訓告の3種類です。

退学	本学における修学の権利を剥奪し、学籍関係を一方的に終了させます。
停学	一定の期間、登校を禁止し、正課の授業はもちろん、試験、課外活動にも参加させません。30 日を超える停学の場合、在学期間不足で標準の修業年限では卒業できません（卒業延期・留年）。
訓告	口頭及び文書による注意です。

なお、本学では、試験等における不正行為（カンニング等）を確認した場合には、35 日間を標準とする停学に加え、当該科目のみならず当該試験期間中に受験した全ての試験科目を無効として、確実に卒業延期とします。